総社市告示第75号

総社市人間ドック費用給付要綱(平成17年総社市告示第136号)の一部を次のように改正する。

平成29年4月26日

総社市長 片 岡 聡 一

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(様式の表示を除く。)を削る。 次の表の改正前の欄中様式の表示に下線が引かれた様式を削る。

改 正 後	改 正 前
(給付の申請) 第6条 給付対象者が受診費用の給付を受けようとするときは,人間ドック 費用給付申請書を市長に提出しなければならない。	(給付の申請) 第6条 給付対象者が受診費用の給付を受けようとするときは、人間ドック 費用給付申請書 <u>(別記様式)</u> を市長に提出しなければならない。 別記様式(第6条関係) 略

附則

この告示は,公布の日から施行する。